

【資料 9】

広 業第 45 号
令和 5 年 5 月 8 日

広陵町ごみ減量等推進審議会
会 長 佐 藤 孝 則 様

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項について

当初、平成 12 年 11 月 29 日付けで、広陵町における一般廃棄物の搬出の抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項及び中間処理・最終処分を含めた一般廃棄物の処理に関する事項についてを貴審議会に諮問させていただき、平成 13 年 10 月 17 日付けで答申をいただき現在に至っているところでございます。

その後、新清掃施設におきましても、地元及び周辺大字のみなさんのご理解のもと令和 4 年 3 月 18 日をもって、15 年間の操業が終了いたしました。

また、答申をいただいてから、20 年以上経過することから、令和 4 年第 1 回広陵町議会定例会（3 月議会）で、広陵町議会より下記の点について再度審議いただき、その結果を広く町民のみなさんに周知することで、広陵町のごみ処理行政について幅広い理解を求めよう努めることについてを決議されたことを受けましたので、貴審議会に諮問させていただきます。

記

- 1 これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。
- 2 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。
- 3 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。